

個人情報開示等審査諮問書

瑞浪市個人情報保護審査会会長 様

瑞浪市長 水野 光二



このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮問します。

諮問の内容	瑞浪市民公園における防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて
諮問の趣旨及び理由	<p>瑞浪市民公園は、市内唯一の総合公園であり、29ヘクタールの広大な敷地内に、市民体育館等の教育施設が設置されていますが、一部の施設は職員等が常駐する施設ではありません。</p> <p>令和2年8月16日（日）に、市民公園内の陸上競技場に車両が侵入し、危険な走行を行ったため、レーンラインの破損、タータンにタイヤ痕が残る等の被害が発生しました。また、同日に瑞浪市民公園いこいの広場においても、車両による危険な走行行為がありました。</p> <p>当該事件を受け、適切な防犯対策及び施設管理を行うために防犯カメラを設置します。</p> <p>防犯カメラは、いこいの広場内のトイレ付近に2台（体育館方面道路方向、いこいの広場方向）と、陸上競技場内に2台設置します。[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>撮影されたデータは、レコーダー又は記録装置に約1週間保存され、それを超過した場合は上書きされます。</p> <p>保存したデータは、施設内で事件・事故等が発生したときの証拠として使用し、その他の目的で映像データを使用することはありません。</p> <p>以上、瑞浪市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定により、瑞浪市民公園における防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて、個人情報保護審査会のご意見をいただきたく諮問いたします。</p>
担当部課等	建設部都市計画課都市政策係 係長 棚橋哲夫（電話内線249） 教育委員会スポーツ文化課スポーツ振興係 補佐 深谷直人 （電話内線※30）
備考	

※防犯上の理由により非公開

添付書類 防犯カメラ配置図